

越境 EC の総合試験区が 12 都市に増設 ～貿易成長の牽引役に

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス..... 2

越境ECの総合試験区が 12 都市に増設～貿易成長の牽引役に..... 2

- 越境ECとは、クロスボーダーECとも呼ばれ、国際的な電子商取引のことである。中国において、2014年は越境ECによる輸入の元年と言われており、伝統的な小売業者、国内外のEC大手、物流業者、「創業」企業などが相次いで参入してきた。2015年は政策的な支援を受け、爆発的な成長を続けた。そして、2016年1月15日、国務院は2015年3月に杭州に設立された「跨境電子商務総合試験区」を、天津や上海市、広州市、深セン市など12都市に新たに設けると発表した。
- 「一帯一路」構想の推進に伴い、中国と各国の経済貿易活動はますます頻繁になり、越境ECの発展は中国の優位性ある商品を海外に販売すると同時に、海外の良質な商品を輸入して国内消費を刺激することができる。経済構造転換の重要な時期において、越境ECは産業チェーンの最適化、中小企業の発展、就業拡大のほか、中国製品のグローバルな影響力向上、中国経済の高度化と改革開放の深化に対しても積極的な役割を果たすとみられる。

プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士..... 10

BEPS その中国における対応、日本における対応、日中間取引における注意点..... 10

BEPS 行動計画 4: 利子損金算入や他の金融取引の支払いを通じた税源浸食の制限

- BEPS 行動計画 4 は古くて新しい問題を取り扱っているものといえますが、その前に、多少 BEPS の意義についておさらいをしておきたいと思えます。BEPS の議論とは、本来的には各国の課税権確保の議論であり、自国利益の観点から激しい国際的議論が展開された結果と捉えることができるといえます。
- 行動計画 4 は、多国籍企業グループ内部での利子等支払を通じた税源または利益の移転行為を制限することを目的としています。行動計画 4 については、2014年12月18日にディスカッションドラフトが公表され、その後、パブリックコメントおよびパブリックコンサルテーションを経て、2015年10月5日に他の行動計画とともにその最終報告書が発表されています。また、今後も2020年末迄の間、ベスト・プラクティス・アプローチの実施状況や、企業グループの行動に対する影響について、各国によるレビューが行われるものとされています。

BTMUの中国調査レポート(2016年1月)..... 13

メインピックス

越境ECの総合試験区が12都市に増設～貿易成長の牽引役に

越境EC(エレクトロニックコマース、電子商取引)とは、クロスボーダーECとも呼ばれ、国際的な電子商取引のことである。中国において、2014年は越境ECによる輸入の元年と言われており、伝統的な小売業者、国内外のEC大手、物流業者、「創業」企業などが相次いで参入してきた。2015年は政策的な支援を受け、爆発的な成長を続けた。そして、2016年1月15日、国務院は2015年3月に杭州に設立された「跨境電子商務総合試験区」を、天津や上海市、広州市、深セン市など12都市に新たに設けると発表した。

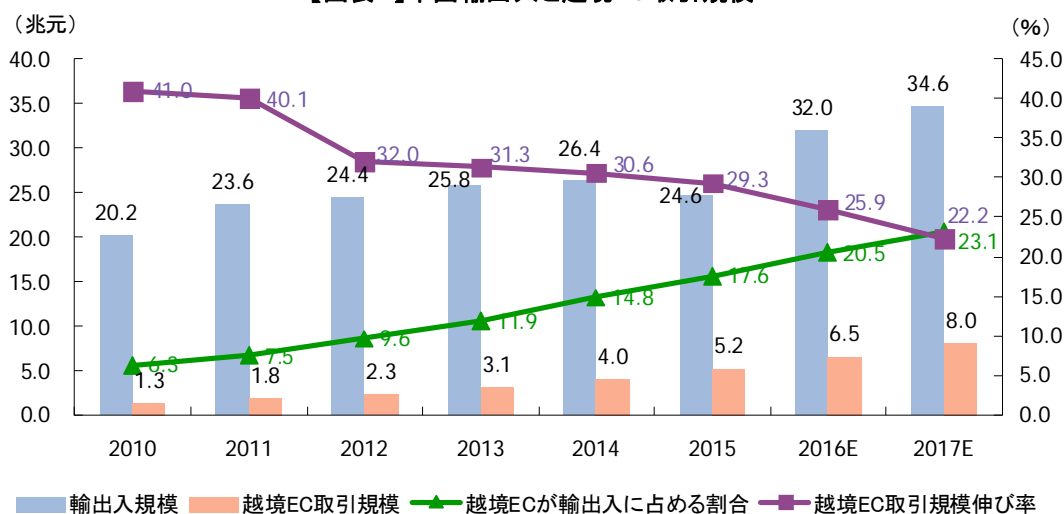
「一帯一路」構想の推進に伴い、中国と各国の経済貿易活動はますます頻繁になり、越境ECの発展は中国の優位性ある商品を海外に販売すると同時に、海外の良質な商品を輸入して国内消費を刺激することができる。経済構造転換の重要な時期において、越境ECは産業チェーンの最適化、中小企業の発展、就業拡大のほか、中国製品のグローバルな影響力向上、中国経済の高度化と改革開放の深化に対しても積極的な役割を果たすとみられる。

I. 越境ECの現状と参与主体

一般的に言う越境ECとは、異なる国籍の取引主体が、インターネットによって消費者と取引や支払決済を行い、速達や小包などの方式を採用し、クロスボーダー物流を通じて商品を消費者に届けるプロセスを経る。伝統的な輸出入貿易を電子化、デジタル化、ネットワーク化したもので、電子商取引の国際貿易における応用とも見なされる。

税関総署の統計によると、2014年における中国の輸出入総額は前年比2%増の26兆4,300億元、輸出と輸入はそれぞれ14兆3,900億元と12兆400億元となった。iResearchのデータによると、2014年の中国越境ECの取引額は前年比31%増の4兆元、輸出入総額に占める割合は約15%となり、2015年に同比率が更に17.75%に上昇した。消費高度化、政策的な支援、物流の連結、関連コストの軽減、通関手続きの規範化、効率向上などの要因を受け、越境ECによる輸入のサプライチェーンが短縮し、急速な成長を迎えると見込まれており、2017年までに越境ECの取引額は8兆元、輸出入総額に占める割合は23%に上昇すると予測されている(図表1)。

【図表1】中国輸出入と越境EC取引規模

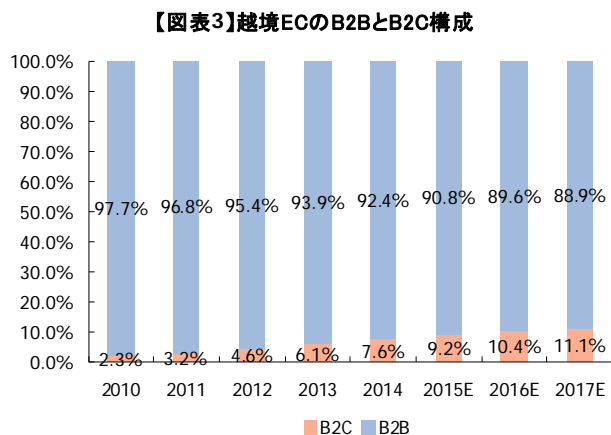
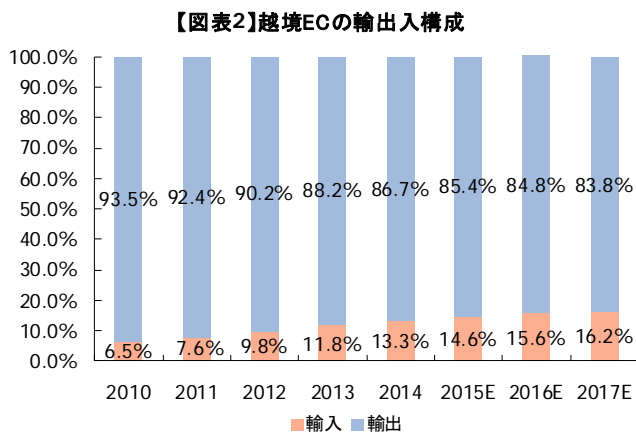


(出所) 国家統計局、iResearchのデータを基に当行中国調査室作成

越境ECの輸出入構造をみると、2014年、輸出が全体の86.7%、輸入が同13.3%を占めた。2017年までに

輸入が占める割合は16%に上昇するが、輸出は依然として主導的地位を占めると見込まれる(図表2)。

2014年、B2B(企業間)取引が全体の92.4%、B2C(企業と消費者間)が全体の7.6%を占めていたが、「海淘」¹の発展に伴い、B2Cの伸び率がしだいに上昇していくと見込まれる(図表3)。



(出所) iResearchのデータを基に当行中国調査室作成

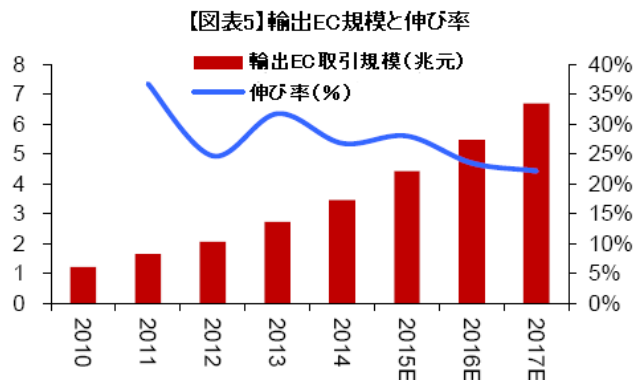
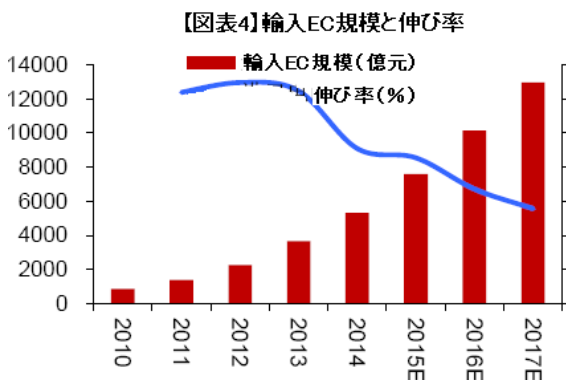
商務部のデータによると、中国の各種越境プラットフォーム企業は5,000社、プラットフォーム経由で越境ECを展開する企業は20万社を超えており、2015年上半期の越境EC取引額は前年同期比42.8%増の2兆元を突破、うち輸入が15.2%、輸出が84.8%を占めていた。品目別でみると、携帯電話とその部品、服装、靴、電子商品などが上位を占める(詳細は後述)。

越境ECの産業チェーンからみると、参入主体は製造業企業、ECサイト企業(自営とプラットフォーム)、決済企業、物流業者、通関申告・検疫審査企業、税関、購入者(消費者と企業)に分けられる。大まかに言えば、自営またはプラットフォームEC、越境EC第三者サービス企業(総合サービス、IT、マーケティング、代理運営、物流、金融)からなる。近年、越境ECの出現により、伝統的な貿易企業、物流貨物代理企業、EC企業、金融系企業など多くの企業がこの分野に進出しているが、顧客と直接的な関係を持つ企業は主導権をとる一方、物流、通関、金融といった関連サービスを提供する企業は従属的な関係におかれていると言われる。

II. 越境ECを通じた輸出入

対中国国外向け輸出：市場集中度が低い

iResearchのデータによると、2014年の越境ECを通じた対中国国外向け輸出の取引額は前年比27%増の3兆5,000億元となったが、2015年～2017年の伸び率は20%～25%を維持し、2017年には6兆6,400億元規模に達する見込みである(図表4)。



¹ 海淘(ハイタオ)とは海外からのインターネットによる商品購入を指す。購入者はインターネットで海外の商品情報を検索し、電子注文によって品物を注文し、クレジットカードの番号を入力して購入する。品物は、国際速達便で発送するか、取次会社が代理で受け取って国内に発送する。一般的には支払いが行われてから発送する方式が取られる(オンラインのクレジットカード支払い、PayPal口座支払い)。

「易観国際」のデータによると、中国の輸出EC販売者は広東、江蘇、浙江、上海、福建、北京、山東、天津に集中しており、取引額でトップ5の地域(広東、江蘇、浙江、上海、福建)は全体の78.8%、このうち広東は4割を占めている。近年来、中西部の湖北、河北、河南、四川などで輸出ECが急速に発展しており、今後、中西部からの追い上げが予想される。越境ECを通じた中国からの輸出品目の購入者は海外の中・低所得層に集中しており、3C製品²、衣服が主な品目となっている。主な市場は先進国と一部の発展途上国となっており、人口基数が大きく、市場の発展する余地が大きい。

政策的な支援、中国製品のコストパフォーマンス、資本参入などを受け、越境ECを通じた対外輸出は急速な発展を遂げてきた。プラットフォーム型(速売通、eBay、アマゾンなど)と自営型(環球易購、蘭亭集勢など)という二大モデルの大手企業による市場体制が形成されているが、業界集中度はまだ低く、輸出額が20億元以上の企業は4~5社にとどまる。今後1~2年間、優勢となっている企業はさらにシェアが向上し、後進となった企業は自営分野で差別化した品目によって市場を獲得するとみられる(図表6)。

【図表6】中国国内における越境ECによる輸出の主要なプラットフォーム概要

経営モデル	代表企業	基本紹介	業務モデル	プロセス	収益	決済	物流	主要市場
プラットフォーム B2C/C2C	全球速売通 (AliExpress)	・アリババ傘下、2010年に誕生、国際版の「淘宝」と称され、グローバル最大の越境ECプラットフォーム ・220ヶ国・地域をカバー、オンライン商品数は1億台、中国エグゼクティブ販売者は20万社超 ・2010-2014年における取引額の年間伸び率は300%を超え、2015年3月末の取引額は66億米ドル	取引+資源整合	・売手が商品情報をプラットフォームを通じて海外に発信、複数の物流方式を利用して海外の買い手に郵送し取引を完成 ・取引のほか、物流倉庫、融資などの関連サービスを提供	会員費、コミッション(5%)、コマース、融資などの付加価値サービス	国際的な第三者仲介による支払いのEscrow、クレジットカード、電信為替など	郵便、提携物流、配送会社	欧米からロシア、ブラジル、インド、東欧、チリなどの新興国へ転換
	eBay	・グローバルで37拠点、160ヶ国・地域をカバー、登録ユーザー3.38億人 ・2007年に中国でリリース、2008年から北京、深セン、広州、佛山、温州など中小企業集中地で事務所を設立、現地化により販売者を開拓	オープン	・国内の売り手と海外の買い手をつなぎ、グローバル化した「淘宝」に類似 ・企業販売者が主流、2014年、中国販売者の平均輸出先は63市場に(伝統的な輸出企業の平均輸出先は7市場のみ)	会員費、コミッション、フロ一費、付加価値サービス	クレジットカード、PayPal	郵便、配送会社	欧米
	amazon.cn	・2012年初、「全球開店」プロジェクトをスタート ・2014年6月、日本とカナダの新規追加により、中国の販売者は米国、ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、スペイン、カナダ、日本での業務開拓が可能に	オープン	・海外拠点と物流倉庫システム(自己構築)によって、越境業務が急成長、2013年の入居販売者数は196%増 ・販売者に対する条件が厳しく、販売商品に対する審査が厳格である一方、中国の販売者を支援するため、開店条件を緩和	同上	「Login and Pay with Amazon」を打ち出し、消費者向けクレジットカードとPayPal以外の決済を提供	自己構築	欧米
プラットフォーム B2B	Alibaba.com	・アリババグループが最初に立ち上げた事業で、中国国内の中小企業が海外のバイヤー向けに製品情報を展示、サプライヤーの製品を押し広めることにより、受注を獲得し、低コスト、高効率の海外市場開拓を実現	情報サービス	・オンラインで情報展示、オフラインで商談と取引が行われる ・ワンストップの通関、税金還付、物流などのサービスを提供	会員費、コマース、マーケティング費用	-	-	グローバル
自営 B2C	蘭亭集勢	・2007年に設立、中国国内最大のB2C輸出EC。2014年時点で27ヶ国語のサイト、二つの海外買付センターを有する ・ウエディング・ドレスで事業開始、近年来、服装、電子製品、玩具、ホームなどへ拡大 ・グローバル化、ブランド化、プラットフォーム化、モバイル化の戦略方針を打ち出した	垂直型(同一種類の製品を取り扱う)	自己構築、自己買付、直接消費者向けに販売、物流、決済、顧客サービスなどを提供	売買マージンを主とするが、2014年5月からプラットフォームに着手、コミッションを取得	-	・サプライチェーンにおける川中部分を短縮、流通コストを削減 ・海外で倉庫を構築、倉庫、仕分け、包装、発送などワンストップのサービスを提供	北米と欧州
	環球易購	・2007年に設立、服装と3C製品が主要商品、衣服に関する品目が全体の70%を占める ・Sammydress、Everbuyingなどの垂直型ECプラットフォームを有し、若年層の消費グループが対象 ・単品品目は10万種類以上、客単価は約50米ドル、商品単価は約10米ドル ・海外倉庫10ヶ所、約2万平米、在庫サイクル2.5-3ヶ月	同上	同上	売買マージン	-	-	北米と欧州

(出所)公開資料を基に当行中国調査室作成

对中国国内向け輸入： 初歩的段階にあり、競争が激しい

中国において、2014年は越境ECによる輸入の元年と言われており、多くの企業は2015年から越境ECによる輸入領域に参入し始めている。2014年の越境ECによる輸入の取引額は前年比45.43%増の5,320億元となり、2015年には7,600億元に増加、2015年~2017年の伸び率は30%~35%で、2017年までに1兆2,960億元に増加する見込みである(図表5)。

越境ECによる輸入の対象は国内の中・高所得層層に集中し、顧客ニーズに応じてマザー・ベビー用品、化粧品、贅沢品などの品目が提供されている。国内外の価格格差、品質保証、政策的な支援、資本参入など

² 3C製品とはコンピューター(Computer)、通信機器(Communication)と消費類電子製品(Consumer Electronics)であり、情報家電とも称される。

により、越境ECによる輸入は急速な発展期に入ったばかりである。プラットフォーム型(天猫国際、洋碼頭)と自営型(聚美、蜜芽)の多くの企業はまだ初歩的段階にあり、規模は大きくないが、急速な資本参入により、競争が激化している。また、取扱商品が重複し、大手企業による市場構成はできていない。先行するプラットフォーム型企業はある程度の優位性を持っているが、後進の自営型企業も発展する余地がまだ大きい(図表7)。

一方、越境ECによる輸入の成長は中国国内の消費が高度化したことによるものであり、購入者も中国国内市場に限られることから、この数年間の急激な発展期を経過後、安定的な成長段階に入っていくと見込まれる。

【図表7】中国国内における越境ECによる輸入の主要なプラットフォーム概要

経営モデル	代表サイト	商品輸入モデル(※)	品目	基本紹介
越境C2C	淘宝全球購	国内手元商品+「海外直郵」	総合	2007年に立ち上げた中国国内最大の海外商品プラットフォームで、品目が多様(商品数3千万)であるが、販売者は中小の代理購入者であるため、偽物が存在。将来、良質な海外の販売者を育成し、「海外直郵」する保税製品の割合を向上する方針
第三者B2C	天猫国際	「海外直郵」+保税輸入	総合	・2014年2月にリリース、海外店舗140店と5,400の海外ブランドを誘致 ・販売店はすべて中国大陸以外の海外小売資格を持つ実体会社で、正規品保障が付く
第三者B2C+海外バイヤーC2C	洋碼頭	「海外直郵」	総合	・2009年に設立、2011年6月にリリース、中国国内初の海外小売業者を誘致した海外ショッピングサイトおよび自身で国際物流を構築した越境ECプラットフォーム ・グローバルで物流センター10ヶ所を設立、商品を中国に直接郵送してから国内EMSで配送
自営B2C	1号海購	「海外直郵」+保税輸入	生鮮食品、マザー・ベビー用品、化粧品	2013年初め、中国国内初の輸入商品直接購入資格を持つECになった。2014年9月にリリース、ウォルマートが国際市場における小売と買付資源によって、多様かつ安い製品を提供
	アマゾン海外購		総合	2014年「双11」期間にリリース。消費者はアマゾンの海外サイトだけでなく、米国、ドイツ、フランス、イギリスなどから中国への直接郵送サービスを開始したため、海外サイトでの購入も可能になった
自営B2C+第三者B2C	蘇寧易購全球購	「海外直郵」+保税輸入	マザー・ベビー用品、化粧品、医療保健、食品飲料、服装など	2013年末に設立。香港・澳門、日本などで海外子会社を持ち、買付、サプライチェーンの関連リソースを有する
	京東全球購		総合	・2015年4月15日にリリース、eBayと提携して良質の店舗や商品を中国に誘致 ・2015年7月、商品品目は100万種を超え、消費者はドイツ、フランス、イギリス、オーストラリア、米国、日本など国・地域の商品を購入できる
垂直自営	聚美極速免税店	保税輸入	化粧品、マザー・ベビー用品、贅沢品	2014年6月リリース。海外直接購入方式をとり、2015年の物流などにおける投資は10億元、女性顧客が主な対象
	唯品会海外精選	「海外直郵」+保税輸入	化粧品、服装、バッグ、マザー・ベビー用品、保健品、ホームなど	・2014年9月にリリース、鄭州で越境専用倉庫を建設 ・2017年に広州南沙自貿区で10万m ² を超える越境EC本部を建設完了する予定
	蜜芽寶貝	一般貿易+「海外直郵」+保税輸入	マザー・ベビー用品	・2014年3月にリリース、中国最大の輸入マザー・ベビーブランドの特売ショップ ・国際バイヤーチームを有し、北京、寧波、広州に倉庫を持つ

(出所)公開資料を基に当行中国調査室作成

※各輸入モデルの詳細は本文で後述する。

Ⅲ. 政策環境

越境ECに対する監督管理を行う政府当局は税関総署のほか、中国人民銀行、商務部、外貨管理局も関与している。越境ECに対しては、業界発展と開放を促進する方向で法律法規の策定と実施を行っている。中国の越境ECに対する政策の過程について、次のように三つの段階にまとめられている。

①初期(2004~2007年)、政策を3件公布、EC業界の発展を初歩的に規範化、②発展期(2008~2012年)、政策を10件公布、監督管理、支払決済および試行に関与し、支援・指導に重点を置く。2012年から政策が

逐次緩和される、③爆発期(2013年から現在まで)、政策を集中的に公布、政策の実行を重視。(図表8)。

【図表8】2012年以降の越境ECの主要政策

時間	発表部門	法令法規	主要内容
2012年8月	発改委	「越境貿易ECサービス試行項目に対する批復」	上海、杭州、鄭州、寧波、重慶の5都市を中国国内初の越境貿易EC試行都市とし、2012年12月より試行開始。2013年より試行地域は広州、深セン、青島、平潭など10余りの都市へ拡大
2013年2月	国家外貨管理局	「支払機関の越境EC外貨決済業務試行に関する指導意見」	機関、個人がインターネットを通じてEC取引を行い、決済機関のクロスボーダーインターネット業務を規範化、インターネットによるクロスボーダー資金流動リスクを防止
2013年8月	国務院	「情報消費を促進し、内需を拡大する若干意見」	越境EC通関サービスプラットフォームと対外貿易取引プラットフォームを構築、越境ECに適応する監督管理措置を実施、電子商取引の「走出去」(海外進出)を促進
2013年8月	国務院	「越境EC小売輸出支援の関連政策実施に関する意見」	通関、検査検疫、「結售匯」、支払、税務などの面から越境輸出小売の原則的意見を発表、B2Cの越境ECモデルの支援に有利
2013年11月	商務部	「電子商取引の応用を促進する実施意見」	越境ECの革新応用に関して原則となる意見を打ち出す
2014年1月	財政部、国税総局	「越境EC小売輸出の税收政策に関する通知」	越境ECによる輸出小売の増値税、消費税の還付(免除)優遇政策の適用条件を明確にし、適用企業とは越境EC販売プラットフォームを自己構築する越境ECによる輸出企業および第三者越境ECプラットフォームを利用して越境ECによる輸出を展開する企業を指す
2014年1月	国家工商行政管理総局	「ネット取引管理弁法」	ネット商品取引の形式と範囲、消費者の商品返却行為、第三者取引プラットフォームの情報審査と登記、ネット商品取引における信用評価、プロモーション行為などを明確に規定
2014年2月	税関総署	12号文「税関監督管理方式コードの新規追加に関する公告」	税関監督管理方式コード「9610」を新規追加、「越境貿易電子商取引」と称する
2014年3月	税関総署	「越境貿易ECサービスのネット通関保税輸入モデル試行の関連問題に関する通知」	上海、杭州、寧波、鄭州、広州、重慶の6都市の税関は個人用品と貨物の定義と分類を見直し、異なる手続と税率で通関を行うこととした
2014年5月	国務院	「貿易の安定成長を支援する若干意見」	輸出入の安定成長を促進する16条措置、貿易構造の最適化、貿易環境の改善に注力するほか、越境ECの貿易利便化措置を打ち出す
2014年7月 2014年10月	税関総署	45号/68号文	北京、天津、石家庄税関で京津冀税関地域の通関一体化改革を実施
2014年7月	税関総署	56号文「越境貿易EC出入国貨物、部品の監督管理に関する公告」、57号文「税関監督管理方式コードの新規追加に関する公告」	個人部品と貨物を明確に区分、両者に対して異なる通関手続を規定。税関監督管理方式コード「1210」を新規追加、「保税越境貿易電子商取引」と称する
2014年9月	税関総署	65号文	長江経済帯(上海、南京、杭州、寧波、合肥、南昌、武漢、長沙、重慶、成都、貴陽、昆明)税関で通関一体化改革を実施
2014年9月	税関総署	66号文	広東地区の税関(広州、深セン、拱北、汕頭、黃埔、江門、湛江)で通関一体化改革を実施
2015年1月	国家外貨管理局	決済機関の越境外貨決済業務試行の指導意見	ネット通関の1件当たり取引上限を1万米ドルから5万米ドルに引き上げ、決済機関の外貨準備金口座数の規制を緩和
2015年3月	国務院	「中国(杭州)越境EC総合試験区の設立に同意することに関する批復」	杭州総合試験区が越境EC取引、決済、物流、通関、税金還付、元転などにおける技術基準、業務プロセス、監督管理モデル、情報化建設などにおいて先行して試行。越境ECの産業チェーンを整備
2015年4月	国務院	「口岸工作を改善し、貿易発展を支援する若干意見」	越境EC総合試験区建設を支援、越境ECの健全・急速な発展を促進する指導意見の公布を加速、企業が越境ECによって国際市場の開拓を支援
2015年6月	国務院	「越境ECの健全・急速な発展を促進する指導意見」	越境EC小売企業が域外企業との提携を強化、「海外倉庫」などを通じて域外小売体系と結合。知名度の高い自己構築プラットフォームを育成。越境ECの税関輸出入通関プロセスを最適化。既存の財政政策を利用し、条件を満たす越境EC企業の海外進出の重点プロジェクトに対して必要な資金支援を与える
2015年7月	国務院常務会議	越境ECと貿易総合サービス企業の発展を推進	港湾の通関効率を向上、全国での通関一体化を推進、自由貿易試験区の貿易利便化措置を複製・普及、沿海地区の各港で国際貿易の「単一窓口」試行を行い、輸出税金還付を加速
2015年7月	国務院	「輸出入の安定成長を促進する若干意見」	中国(杭州)越境EC総合試験区の建設を推進。市場買付貿易方式試行を実施、江蘇省海門市叠石橋国際家紡城、浙江省海寧市皮革城を試行範囲に盛り込む。貿易総合サービス企業の発展を支援する政策措置を策定
2016年1月	国務院	「天津など12都市で越境EC総合試験区の設立に同意することに関する批復」	中国(杭州)越境EC総合試験区の経験を参考に、B2Bモデルの技術基準、業務プロセス、監督管理モデル、情報化建設などにおいて先行して試行

(出所)公開資料を基に当行中国調査室作成

税収政策

具体的に見ると、越境 EC の貿易方式には、B2B 輸出、B2B 輸入、B2C 輸出、B2C 輸入の 4 種類がある。B2B 輸出と B2B 輸入は伝統的な一般貿易方式に従い、手続が規範化され、運用が整備されている。輸出促進により、B2C 輸出の税関監督管理が緩和されており、政策の不備は通関審査、人民元転、税金還付といった細部に集中しているが、業務運用にはほぼ影響を及ぼしていない。

実際の運用との整合性において、最も大きな問題は B2C 輸入における貨物属性の認定、およびそれに関連する税金の徴収である。一般貿易の下、商品に関税(10%~50%)、消費税(課税される場合、10%~56%)、増値税(17%)が課税されるが、越境 EC の下、個人で使用する物品は「行郵税」³のみ課税される。一方、グレーチャネルである「海淘」の流行に伴い、量が少ない物品の場合、個人使用か、商品として販売されるかを認定しにくいことから、課税が困難な状況となっている(図表 9)。

【図表9】輸入物品の通関方式、配送方法、税収政策

通関方式	一般貿易 (B2Bが多数)	「海淘」(グレーチャネル) (B2C、C2C)					密輸	越境EC	
		個人郵送物品	個人の手荷物	国際宅配便				不法入国商品	個人使用、 保税輸入
消費増税 増値税 関税	行郵税			個人使用、合理的な 数量範囲 では免税	なし	個人物品類	貨物類		
配送方法	貨物	個人郵送物品	個人の手荷物	文書類	個人物品類	貨物類	不法入国商品	個人使用、 保税輸入	販売
税収政策	消費増税 増値税 関税	行郵税	個人使用、合理的な 数量範囲 では免税	なし	個人使用、合理的な 数量範囲 では免税	消費増税 増値税 関税	なし	行郵税	一般貿易 で課税

(出所)公開資料、税関総署規定を基に当行中国調査室作成

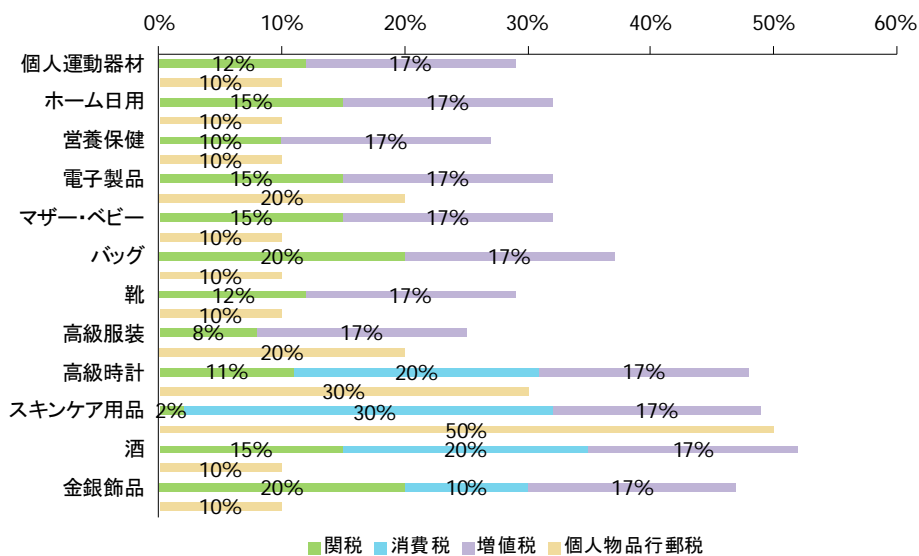
越境 EC 小売の B2C 輸入には「海外直接購入」、「海外直郵」と「保税輸入」がある。「海外直郵」とは、海外の販売者が直接配送する B2C または C2C モデルで、第三者の物流会社によって配送を提供する。保税輸入とは、まず越境 EC 輸入企業が保税区内に倉庫を設け、一般貿易の方式で商品を中国国内の保税倉庫に輸入しておく。EC プラットホームを通じて中国国内の消費者から注文を受けると、越境 EC 輸入企業が保税倉庫から個人用小包で商品を配送し、中国国内の物流を利用して消費者に届けられる。

「海外直郵」も保税輸入も「行郵税」のみ課税される。輸入品目別で 10%、20%、30%、50% の課税率が設けられているが、10% の税率が適用される輸入品が大半で、さらに税金が 50 元以下の場合は免除される。一般貿易での関税、消費税、増値税の合計に比べ、越境 EC での行郵税の税率は平均 20% 安くなる(図表 10)。

「海外直郵」は、通関と費用に関する情報が明確であるが、郵送時間が長く、物流コストが高い。他方、保税輸入は、コストと郵送時間を節約できる。国内の越境 EC プラットホームの多くはこの二つのモデルを併用している(図表 11)。

現時点で保税輸入が運用できる越境 EC 輸入の試行都市は、上海、広州、重慶、鄭州、杭州、寧波、深セン、天津、福州、平潭の 10 都市がある。2014 年末時点、越境 EC 試行の取引額は 30.5 億元、このうち 10.1 億元は輸入業務が占める。越境 EC プラットホーム

【図表10】品目別越境ECと一般貿易の税率対比



(注)2015年6月、税関総署はスキンケア用品の輸入関税を6.5%から2%に、高級服装の輸入関税を16%から8%にそれぞれ引き下げたため、同2品目の行郵税と一般貿易チャネルの格差が縮小した

(出所)公開資料を基に当行中国調査室作成

³ 行郵税とは中国税関が入国する個人の手荷物および個人の郵送物に対し徴収する税金で、輸入段階の増値税と消費税が含まれる税である。

は一つまたは複数の試行都市と連携し、保税区内で倉庫を設立することにより、保税輸入を実現している(図表12)。

保税輸入は消費者の需要に対する高い予測力が要求され、事前に商品量および追加注文の計画が必要とされる一方で、種類の多様性が限られる。また、EC企業は資金コスト、在庫リスク、為替リスクにも直面する。試行に関して、①競争の不公平、試行地域と非試行地域の政策の相違が大きい。越境ECと一般貿易の税負担が不公平、輸入商品と国内商品の税金取り扱いの違いによる中国国内企業への影響、②国家税収の流出などの問題が指摘されている。

	「直郵」	保税輸入
モデル	輸入B2CまたはC2C	輸入B2C
運用方式	消費者が域外商品を購入、国際物流により商品を配送、直接域内の消費者に届く	域外商品を購入後、保税区内で一時保管し、消費者が購入後、個人物品で保税区分外に出し、中国国内の物流により域内消費者に届く
出荷地	海外	保税港区
国際配達方式	航空	海上運輸、航空
受注-到達時間	7-30日	2-9日
メリット	製品が多様、中国国内の消費者は優質、新奇なグローバル製品を購入できる	物流時間が短い、海外監督で品質が保障され、商品返却と取替が便利
デメリット	物流コストが高い、顧客利用体験が悪い	在庫管理要求が高い、品目が限られる

(出所)公開資料を基に当行中国調査室作成

商務部研究院電子商務研究部の張莉副主任は、「現在、越境ECの輸入に対して明確な税徴収政策がない。「行郵税」は試験的或いは一時的なものである。越境EC輸入の税収政策を全国の税関特殊監管区または保税区内のある都市に押し広め、各地の差別待遇を減らし、公平な競争環境を形成することは必然的な趨勢である」と強調した。

財政部、商務部、税関などの部門は越境EC輸入の税収政策について検討しており、関連方案がほぼ確定しているため、具体的な政策は2016年上半期に打ち出される見込みである。内容について、①越境ECに対する支援を強化、試行都市の税収政策を全国に拡大し、各地で統一的な税収政策を実施、②現行の「行郵税」税率を3~5割引き上げ、即ち、現行の「行郵税」と一般貿易の間に設定し、格差を是正するほか、伝統的な輸入企業のECへの転換を促進することができる。

	総合サービスプラットフォーム	リリース時間	運用可能なモデル	入居したEC、倉庫物流と関連サービス企業	保税区分面積(万平米)
上海	跨境通	2013年12月28日	直郵輸入、保税輸入、一般輸出	EC企業55社、物流倉庫企業12社	2,878
重慶	e点即成	2014年1月	直郵輸入、保税輸入、一般輸出、保税輸出	-	1,867
杭州	跨境一步達	2014年5月20日	直郵輸入、保税輸入、一般輸出	垂直EC20社、海外EC280社、ECプラットフォーム35社、ECサービス企業25社、物流企業20社	515
寧波	跨境購	2014年3月26日	直郵輸入、保税輸入、一般輸出	EC企業265社、倉庫企業2社、速達企業4社	530
鄭州	e貿易	2013年7月15日	保税輸入、保税輸出	EC企業256社、ECプラットフォーム113社、物流企業11社、倉庫企業56社、通関企業6社	507
広州	状元谷	2013年10月15日	直郵輸入、保税輸入、一般輸出、保税輸出	保税輸入企業42社、B2B市場買付輸出企業6社、物流企業30社	739
深セン	前海	2014年9月9日	保税輸入、一般輸出、保税輸出	EC企業20社、物流企業4,040社	371

(注)天津、福州、平潭は2015年7月と8月に試行都市に認可されたため、本表統計対象としなかった
(出所)Research、広発証券レポートなどを基に当行中国調査室作成

IV. 貿易成長の牽引役として期待される

杭州の経験を参考に

2012年から越境 EC サービスの試行が開始され、2012年12月、鄭州、上海、重慶、杭州、寧波が第1陣の越境 EC 試行都市となった。2013年10月から、越境 EC 試行都市は中国全国の条件に適合する地域で全面的に展開され、広州、鄭州、蘇州、青島、長沙、平潭、銀川、牡丹江、ハルピン、煙台、西安、長春などの製品生産地、物流集散地と港に集中している。

2015年3月、国務院は「中国(杭州)跨境電子商務総合試験区の設立に同意することに関する批復」を発表し、杭州が中国初の越境 EC 総合試験区となった。情報共有、金融サービス、スマート物流、EC 信用、統計観測、リスク防止という六大体系、オンラインの「単一窓口」およびオフラインの「総合園區」という二つのプラットフォームなど越境 EC の発展に適する政策体系と管理制度を構築した。2015年11月末時点、杭州の越境 EC 取引額は2014年の2,000万米ドル未満から30.4億米ドルに急増、「単一窓口」で届出した企業は4,000社、「総合園區」は12ヵ所、誘致企業330社となった。

2016年1月15日、国務院は「中国(杭州)跨境電子商務総合試験区」に続き、天津、上海、重慶、合肥、鄭州、広州、成都、大連、寧波、青島、深セン、蘇州など12都市で新たに越境 EC 総合試験区を設置すると決定した。名称はそれぞれ「中国(都市名)跨境電子商務総合試験区」で、具体的な実施方案は所在地の地方政府により別途公布される。

杭州の経験を参考に、当地の実情に適した措置をとり、特色と優位性を生かして、越境 EC 取引の関連技術基準、業務プロセス、監督管理モデルおよび情報化建設などにおいて先行して試行を行い、全国の越境 EC 発展に複製・普及可能な経験を創出し、新モデルで貿易発展を後押しする方針が打ち出された。

貿易高度化の新エンジンに

足元、中国のインターネット産業が急成長しており、インターネット技術、市場規模およびネット利用者数のいずれも世界上位を占めている。「インターネット+」の国家戦略に伴い、インターネットは貿易の領域まで拡大し、「インターネット+貿易」によって越境 EC が誕生してから、わずか2~3年間で中国の貿易経済に欠かせない活力となった。越境 EC は新たな貿易方式として伝統的な貿易構成を変え、中国の国際貿易におけるプレゼンスを向上させることができる。現在、金融、情報サービス、現代物流、科学技術という四大産業を結合させる業態は越境 EC のみであるため、中国政府は越境 EC を重点産業、中堅産業として重点的に発展させる方針を掲げている。

輸出は過去30年間、中国の経済成長の重要な牽引役であったが、新たな経済圏構想である「一帯一路」構想も輸出を通して、国内のより多くの商品を海外に販売していく狙いがある。越境 EC は貿易鈍化の背景下、重要な牽引力の一つとみられており、当面の消費モデルの転換目標と一致する。越境 EC 総合試験区の意義について、①越境 EC の規模拡大、②「大衆の創業、万衆の創新」に新たなチャネルを提供し、物流、金融、決済、通関など関連サービス業の発展を促進し、就業拡大および中小企業の発展を後押しする、③産業の集積と牽引効果の促進、④地域の貿易および経済成長の促進、という4点が期待されている。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 孫元捷

プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士

BEPS その中国における対応、日本における対応、日中間取引における注意点

BEPS の意義

BEPS 行動計画 4 最終報告書の冒頭には以下のように書かれています。

第三者または関連当事者に対する利息の支払いは、インターナショナルタックスプランニングにおいて恐らく最も単純な利益移転の方法である。金銭の流動性と代替可能性は、支配企業において、負債と資本の構成割合の調整を比較的簡単な作業とならしめる。

このように BEPS 行動計画 4 は古くて新しい問題を取り扱っているものといえますが、その前に、多少 BEPS の意義についておさらいをしておきたいと思えます。

BEPS(Base Erosion and Profit Shifting)とは、日本語で「税源浸食と利益移転」と表現されるもので、これまでの2国間租税条約や、いわゆる移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなった新たな国際的課税回避スキームへ対応することをその目的として、従来国際課税についての提言を行ってきたOECDによる報告書という形式をとりつつ、各国政府部門の合議体であるG20における首脳宣言という形でその制度化が進められているものです。

皆さんはG20共同声明やOECD報告書と聞くと、各国が国際協力を目指した倫理的かつ抽象的な議論を行っているものと想像されるかもしれませんが、多くの深刻な問題が渦巻く中で各国首脳がBEPSを最重要課題として位置づけるには、それ相応の現実的背景が存在します。

近年の一層の企業の巨大化及び多国籍化はインターネットの普及によるバーチャルエコノミー及びボーダレス取引の進展と相まって、従来、特定の国の課税権として捉えられてきたものが急速に機能しなくなるという状況をもたらしつつあります。このことは自国の経済発展が国家税収には反映されないという、まさに国家としての死活問題であり、これを何としても早急に解決しなければならないという各国の利益が一致した結果がBEPSへの取り組みであるといえます。

従って、BEPSの議論とは、本来的には各国の課税権確保の議論であり、自国利益の観点から激しい国際的議論が展開された結果と捉えることができるといえます。

BEPS 行動計画 4: 利子損金算入や他の金融取引の支払いを通じた税源浸食の制限

行動計画 4 は、多国籍企業グループ内部での利子等支払を通じた税源または利益の移転行為を制限することを目的としています。

行動計画 4 については、2014年12月18日にディスカッションドラフトが公表され、その後、パブリックコメントおよびパブリックコンサルテーションを経て、2015年10月5日に他の行動計画とともにその最終報告書が発表されています。また、今後も2020年末迄の間、ベスト・プラクティス・アプローチの実施状況や、企業グループの行動に対する影響について、各国によるレビューが行われるものとされています。

I. 利子控除制限ルール

本報告書においては、以下のような利子控除制限ルールについて説明がなされています。

(1) 一般的利子控除制限ルール

各国共通のルールとしての一定の利子控除限度額を設けるものです。

①固定比率ルール

EBITDA (Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization) に一定の基準固定比率を乗じることにより、利子控除限度額を計算する方法。

ここでは、基準固定比率として10%～30%の範囲において、各国政府が決定するものとされています。

②グループ比率ルール

EBITDA にグループ全体の EBITDA に対する第三者に対する純支払利子割合を乗じることにより、利子控除限度額を計算する方法。

ここでは、グループ比率が基準固定比率を超える場合に、当該超過部分についても損金算入が認められるものとされています。

③デ・ミニミス・ルール

デ・ミニミス (De minimis) とは、「些細なことについて」という意味のラテン語の語句で、一般に法令等においてごく軽微な違反については罰しないという考え方を表します。

ここでは、BEPS 問題を引き起こす可能性が低い企業について、あらかじめ一般的利子控除制限ルールの適用範囲から除外することがオプションとして認められるものとされています。

④超過利子の繰越等について

各年度における EBITDA や支払利子等の金額的変動がもたらす影響を緩和するために、超過利子または限度額の繰越または繰戻し等の規定を設けることもできるとされています。

(2)特別利子控除制限ルール

画一的な一般的利子控除制限ルールでは対応できない個別の問題に対応するため、各国は、特別利子控除制限ルールを設けることが認められるものとされており、ここでは、代表的なものとして過小資本税制があげられます。

II. 移転価格税制と一般利子控除制限ルールと過小資本税制との関係

移転価格税制を「恣意的課税権侵害の回避を目的とする税制」と広い意味で捉えると、いわゆる関連企業間取引税制(狭義の移転価格税制)だけでなく、利子控除制限ルールを含む BEPS 行動計画も包含され、さらには、税関に対する輸入申告価格調整等についてもこれに含まれるものといえます。

一方で、狭義の移転価格税制である関連企業間取引税制を、独立企業間価格(Arm's length price)と異なる価格で行うことによる利益移転防止策と捉える場合には、移転価格税制により対応されるのは不合理な利率による利子支払いであり、一般利子控除制限ルールは、企業のキャッシュフローに比較して不合理に過大な利子支払への対応であり、過小資本税制については、資本の金額に比較して不合理に過大な利子支払への対応であるものと説明できます。

従って、BEPS 行動計画4には、その対象となる基準の範囲を、従来の利率の観点だけでなく、EBITDA や資本割合の観点にまで広げたものと理解することができます。

III. 日中における対応・今後の日中間取引について

(1) 日本

日本においては、一般利子控除制限ルールとして固定比率ルールに相当する過大支払利子税制あり、特別利子控除制限ルールとして過小資本税制が存在している。これらの内容については、BEPS の内容にそくして、今後制度改正の必要性について検討がなされる見込みとえます。

(2) 中国

①税務上の利息の費用化

非金融企業が生産経営活動において非金融企業からの借入に対して支払う利息については、金融企業の同時期の同類貸付金利率計算に照らして計算した金額を超えない部分について税務上の費用とするものとし、超える部分については税務上の費用としないものとされています。

②過小資本税制

中国においても企業所得税法第46条において、「企業がその関連者から受け入れた債権性投資と権益性投資の比率が、規定の標準（金融業5:1、その他企業2:1）を超過する場合に発生した利息支出は、課税所得の計算において控除を認めない。」とされ、過小資本税制が設けられています。

従って、一般の製造業または販売業等に従事する企業にとっては、権益性投資額の2倍を上回る関連者からの債権性投資がある場合には、当該超過部分にかかわる支払利息について課税所得計算における控除が認められないものとなります。

(3) 日中間取引における今後の留意点

以上の内容を踏まえ、今後の日中間取引においては、以下のような影響が予想され、特に日中間を跨って関連ビジネスを行っている企業については、これらの動向に関して、注意深く見守っていく必要があるものと考えられます。

①中国における一般利子控除制限ルールの導入

中国においては多くの日系企業が日本親会社から親子ローンを受けており、またその中には、十分な利益を計上できていない企業も多いものと考えられます。

このような状況下で、中国において固定比率ルールが導入された場合には、これらの親子ローンによるファイナンスを受けつつも十分な利益を計上できていない企業においては、全額の支払利子損金算入が認められず、結果的に大きな税負担を強いられる結果となる可能性があるといえます。

②実務的負担の増加

今後各国において、グループ企業間の利子支払いについて、キャッシュプーリング、ファイナンスリース料、デリバティブの取扱い等も考慮に入れ、各社毎及びグループ全体について計算を実施しなければならず、また、各国ごとにそれぞれの範囲及び計算方法並びに損金算入限度額等も異なってくると予想されることから、その実務的な負担は極めて大きなものとなる可能性があります。

望月一央(公認会計士) MAZARS パートナー

MAZARS は世界 77 カ国に 17,000 名のスタッフ(2016 年 1 月 1 日時点)を有する、監査、会計、税務およびアドバイザーサービスに特化したワンファーム型国際会計事務所です。今般、MAZARS 中国は、100 社にのぼる中国国有及び上場企業をクライアントに有する中審衆環会計事務所と統合することにより、MAZARS 中審衆環となりました。この統合による中国拠点 15 カ所、総勢約 1,800 名の新体制のもと、今後、日本企業にとってもますます重要となる中国企業関連分野において最先端の業務を提供させていただくとともに、中国以外のインド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、ミャンマー等のアジア地域においても、ワンファームならではの緊密な連携により複合的なサービスを提供させていただきます。

MAZARS - Homepage <http://www.mazars.com>



当資料は情報提供のみを目的として、MAZARS によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

BTMU の中国調査レポート(2016年1月)

- 経済レビュー
SDR入りに到達した人民元の国際化と今後の展望
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20160128_001.pdf
経済調査室
- ニュースフォーカス(2016年第2号)
香港行政長官、2016年の香港の施政方針を発表
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20160121_001.pdf
香港支店・業務開発室
- 経済調査室レポート
「中国:2015年10-12月期GDPは前年比+6.8%へ減速」
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20160121_002.pdf
経済調査室
- 経済マンスリー1月号
<http://www.bk.mufg.jp/report/ecomon2016/index.htm>
経済調査室
- BTMU 中国月報(2016年1月号)
<http://www.bk.mufg.jp/report/inschimonh/116010101.pdf>
国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214